

# 兵庫県公報

平成22年2月19日 金曜日 第2159号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 救急業務に関し協力する旨の申出の撤回（同）	1
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 保安林の指定の予定通知（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	4
○ 同 上（同）	5
○ 道路の位置指定（建築指導課）	6
○ 同 上（同）	6
<b>公 告</b>	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	6
○ 同 上（但馬県民局）	7
<b>正 誤</b>	
○ 平成3年3月22日付け兵庫県公報号外中	9

## 告 示

### 兵庫県告示第164号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成22年2月19日

兵庫県知事 井戸敏三

- 名 称 伊丹恒生脳神経外科病院  
所在地 伊丹市西野1丁目300番地1  
認定年月日 平成22年2月1日  
認定の有効期限 平成25年1月31日
- 名 称 赤穂市民病院  
所在地 赤穂市中広1090番地  
認定年月日 平成22年2月11日  
認定の有効期限 平成25年2月10日

### 兵庫県告示第165号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が、次の医療機関により撤回された。

平成22年2月19日

兵庫県知事 井戸敏三

- 名 称 伊丹恒生病院  
所在地 伊丹市昆陽3丁目237番地  
撤回年月日 平成22年1月31日

**兵庫県告示第166号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年 2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所  
美方郡新温泉町諸寄字長谷西平3893、3893の1、3893の9から3893の11まで
  - 2 指定の目的  
水源のかん養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第167号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年 2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所  
美方郡新温泉町春来字横尾606、606の1、607の1、608の1、608の2、宇城山1149の1、1149の2、1149の20、1149の31、1149の34、1149の36
  - 2 指定の目的  
水源のかん養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第168号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年 2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市出石町上村字マナド123
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
  - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第169号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年 2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
  - 豊岡市但東町坂津字奥山西側92の19
- 2 指定の目的
  - 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第170号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年 2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
  - 豊岡市但東町坂野字峠尻563の 1
- 2 指定の目的
  - 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
      - 字峠尻563の 1（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第171号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年 2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
 洲本製紙有限会社  
 洲本市下加茂1丁目3番41号  
 代表取締役社長 野 添 忠
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
 洲本製紙有限会社  
 洲本市下加茂1丁目3番41号
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	23号イ 原料浸せき施設 (No. 1、No. 2)		
能 力	19 t / 日 / 基		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	既 設		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	既 設		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許 可 後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		
使用時間の季節的変動の概要	な し		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	6.3	6.3
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	3,500	3,500
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10,000	10,000
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	34,000	34,000
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	230	230
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	16	16
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	0 / 基	4 / 基	

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の量は最大612m<sup>3</sup>/日、通常570m<sup>3</sup>/日減少する。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成22年 2月19日から同年 3月12日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び洲本市市民生活部環境整備課



**兵庫県告示第172号**

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年 2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
三菱重工業株式会社原動機事業本部高砂製作所  
高砂市荒井町新浜2丁目1番1号  
執行役員原動機事業本部高砂製作所長 前 川 篤
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
三菱重工業株式会社原動機事業本部高砂製作所  
高砂市荒井町新浜2丁目1番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設		
能 力	槽容量18L		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後 2日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	0時～24時 6時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	12.6～13.1	12.6～13.1
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	820	820
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	430	430
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	1未満	1未満
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	0.1未満	0.1未満
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	1未満	1未満
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	0	36	

備考 汚水等の処理は外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。



## ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
株式会社ベターライフ	佐藤 一郎	堺市南清水町2-3-11
ドラッグス株式会社	木村 護	千葉市美浜区中瀬1-5-1
株式会社隆司書房	中山 隆彦	神戸市兵庫区新開地5-2-9

## イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
ダイキ株式会社	佐藤 一郎	愛媛県松山市美沢1-9-1
タキヤ株式会社	飯塚 啓	尼崎市北大物町16-7
株式会社隆司書房	中山 隆彦	神戸市兵庫区新開地5-2-9

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

## ア 変更前

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ベターライフ	午前9時	午後8時
ドラッグス株式会社	午前10時	午後9時
株式会社隆司書房	午前10時	午後8時

## イ 変更後

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
ダイキ株式会社	午前9時	午後8時
タキヤ株式会社	午前9時	午後9時
株式会社隆司書房	午前10時	午後8時

## 4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成14年6月1日ほか
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
平成22年2月21日

## 5 届出年月日

平成22年1月29日

## 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築第1課
- (2) 縦覧期間  
平成22年2月19日から4月間

## 7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
平成22年6月21日
- (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

## 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成22年2月19日

但馬県民局長 谷 口 進 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ベスト電器豊岡店

所在地 豊岡市中陰字野田656番1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社ベスト電器

代表者の氏名 深 澤 政 和

住所 福岡市博多区千代六丁目2番33号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 開店時刻  | 閉店時刻 |
|----------------|-------|------|
| 株式会社ベスト電器      | 午前10時 | 午後8時 |

イ 変更後

| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|----------------|------|------|
| 株式会社ベスト電器      | 午前9時 | 午後9時 |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前9時30分から午後8時30分まで

イ 変更後

午前8時30分から午後9時30分まで

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前

午前10時から午後8時まで

イ 変更後

午前9時から午後9時まで

4 変更年月日

平成22年2月1日

5 届出年月日

平成22年1月19日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成22年2月19日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成22年6月21日

(2) 提出先

但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課

〒668-0025 豊岡市幸町7-11



正 誤

○平成3年3月22日付け（兵庫県公報号外）

建築基準法施行細則の一部を改正する規則（平成3年兵庫県規則第9号）中

| (ページ) | (行)   | (誤)      | (正)     |
|-------|-------|----------|---------|
| 2     | 下から21 | ) 出し入れ口の | (出し入れ口の |